# 広域型特別養護老人ホーム（増床）
# 整備事業者募集要項（再公募）

（令和５年 11 月 22 日）

堺市

〔健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課〕

## １　募集内容

| 施設種別 | 区分 | 募集数 | 事業開始 |
|---|---|---|---|
| 広域型特別養護老人ホーム（以下、「広域型特養」という。） | 併設ショートステイからの転換による増床(注) | 32 人分 | **令和６年３月１日まで** |

（注）・ユニット型の併設ショートステイの場合は、ユニット単位での転換のみを認めます。
・今回の公募による増床には、補助金の交付はありません。

## ２　応募資格

応募者は、次のいずれにも該当していることが必要です。

（１）本市内に広域型特養を運営している社会福祉法人（以下「法人」という。）。

（２）過去に改善命令を受けた法人においては、改善が終了しており、かつ、改善を終了してから３年が経過している者。

（３）法人税、消費税、地方消費税及び地方税を滞納していないこと。

（４）民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。

（５）法人の評議員及び役員（就任予定者を含む。）に次の各号に該当する者がいないこと。

ア　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者。

イ　職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。

ウ　生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。

エ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して５年を経過しない者。

オ　社会福祉法の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた法人の解散当時の役員。

カ　過去５年間に破産手続開始決定を受けた者。

## ３　受付期間等

（１）受付期間

ア　令和５年１１月２２日（水）から令和５年１２月１２日（火）まで
（土曜日、日曜日及び祝日除く）
午前９時から正午まで及び午後０時４５分から午後５時３０分まで

イ　受付日時は、必ず電話予約してください。
電話番号　０７２－２２８－７３４８（堺市健康福祉局長寿社会部介護事業者課）

（２）受付場所

堺市健康福祉局長寿社会部介護事業者課
〒５９０－００７８　堺市堺区南瓦町３番１号（堺市役所本館８階）

## ４　提出書類

（１）受付期間内に、次の書類を提出してください。

ア　施設整備審査協議書兼誓約書　広域型特別養護老人ホーム（増床）（様式１）
イ　法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書、提出日から起算して３か月以内のもの。）
ウ　理事長の経歴書
エ　役員等名簿（様式２）
オ　勤務形態一覧表（特養及び併設ショートステイ）（様式３）
カ　勤務形態一覧表（併設ショートステイ以外の居宅サービス事業所等）（様式４）
キ　組織体制図（職員の兼務がわかるもの。）（参考様式）
ク　特別な室料・食事に係る説明資料（該当ある場合）
ケ　土地登記簿謄本（全筆分の原本又は写し。写しの場合は要原本証明）
コ　増築等の可否に関する建築確認部局の意見（様式５）
サ　位置図（縮尺１／５，０００）
シ　建築内の現況写真（撮影方向を図示した位置図を添付のこと。）
ショートステイからの転換部分の写真を添付のこと。
ス　現況図（縮尺任意）（高低差が分かるようにレベルを記入のこと。）
セ　平面図・立面図（縮尺１／２００）
ソ　資金収支見込書（介護保険料収入、利用料収入、人件費支出積算資料を含む。５年分）（様式６）
タ　法人の直近の国税納付証明書（原本）
チ　法人の直近の労働保険料納付証明書（原本）
※タ・チについて、提出が出来ない場合、その理由を書面に記し、法人代表者名にて印鑑を押印し提出のこと。
ツ　法人の決算書（直近３か年分、写しの場合は要原本証明）
テ　法人の定款（要原本証明）
ト　社会福祉施設指導監督等法人指導監査についての結果通知等の写し（直近２回

分、要原本証明）

ナ　社会福祉施設指導監督等法人指導監査についての指導監査指摘事項改善報告書の写し（直近２回分、要原本証明）

ニ　介護保険法に基づく実地指導及び監査の結果通知の写し（直近２回分、要原本証明）

ヌ　介護保険法に基づく実地指導及び監査の改善報告書の写し（直近２回分、要原本証明）

ネ　積算資料（介護保険料収入）（資金収支見込書（様式６）に対応したもの。）

ノ　積算資料（利用料収入）（資金収支見込書（様式６）に対応したもの。）

ハ　積算資料（人件費支出）（資金収支見込書（様式６）に対応したもの。）

ヒ　積算資料（居住費）（資金収支見込書（様式６）に対応したもの。）

フ　自己資金一覧及び預金通帳等の写し（通帳の写しは要原本証明）

（２）提出書類の様式及び記入要領等は別添「施設整備審査協議書兼誓約書作成についての説明事項」を参照してください。

（３）受付時に提出書類の内容を確認するので、記載内容について説明できる方が持参してください。

（４）経費負担と提出書類の取扱い

書類の作成に要する経費は、応募者の負担とします。また、提出された書類は、返却いたしません。

（５）提出書類の補正

提出書類に不足があったときは、説明又は補正を求めることがあります。その際に示した期間内に説明又は補正が行われない場合は、応募を取消します。

## ５　増床にあたっての要件

（１）基本的事項

ア　増床にあたっては、関係法令等を精査するとともに、関係機関と十分に協議すること。

イ　本市の福祉避難所に係る協定を依頼した場合は、協定の締結に努めること。

（２）整備・設備要件

ア　法人所有の当該建物について建築基準法（昭和２５年法律第２０１号）第７条に基づく「検査済証」があること、最新の耐震基準を確保すること、スプリンクラー等の消防設備を設置すること等、関係する法令の要件を全て満たすこと。
なお、建物については応募前に堺市建築都市局開発調整部建築安全課に図面を提示して用途変更等の必要性について確認を行い、その指示に従うこと。

イ　設備の要件については、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号。以下「老福基準」という。）」、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号。以下「特養基準」という。）」を満たすこと。

ウ　居室の扉については、外から居室内が見えないようにすること。

エ　居室の扉に鍵をつける場合は、車椅子利用者が施錠できる位置に鍵を設置し、緊急時に備え、外部から解錠できる構造とすること。

オ　災害時、居室からバルコニーへの移動が円滑に行えるようバルコニーへの出入り口は、掃出し窓等段差を設けない設(しつら)えにすること。バルコニー幅は、エアコンの室外機設置後、車椅子が円滑に通行可能な幅とする。なお、避難経路、消防用活動空地の確保等については応募前に堺市消防局警防部警防課に図面を提示して協議を行い、その指導に従うこと。

カ　既存の施設が「従来型」の施設については、「従来型」の増床に限ります。また、既存の施設が「ユニット型」の施設については「ユニット型」の増床に限ります。なお、１ユニットの定員は原則 10 人以下とします。また、２人部屋及びユニット型準個室の設置は不可とします。

なお、ユニットの造りは、他のユニットの入所者が当該ユニット内を通過することなく施設内を移動できるようになっていること（ユニットの独立性の確保）が必要です。

キ　短期入所生活介護事業所や通所介護事業所等の居宅サービス事業所、地域密着型サービス事業所、居宅介護支援事業所の併設は、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 58 号）」及びその他の法令上、可能なものに限ります。

ク　ユニット間の仕切りについては、夜間の 2 ユニット間の夜勤を円滑に行うための用途目的にのみ、壁ではなく扉とすることは可能。その場合、扉はあくまで日中においては各ユニットの独立性を保つ設えであること。（扉の一部にガラスを使用する場合、隣接するユニットが見えるものは不可。）なお、共同生活室部分にユニット間の扉を設けることはできません。

## ６　選定審査

（１）　審査方法

ア　「堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会」において、応募書類を審査します。当該審査結果に基づき、順位の上位の法人から順に当該法人の応募に係る増床数を配分していきます。（ただし、基準点を満たしている法人のみが対象です。）

なお、次の順位の法人が応募した増床数が残りの募集数を上回る場合は、当該次順位の法人が残りの募集数で転換が対応可能かどうかを協議し、増床数の減に応じる場合は当該次順位の法人を選定します。

また、当該次順位の法人との協議が整わなかった場合は、さらに次順位の法人というように、審査に係る順位の順に個別に協議し、法人を決定します。

例えば、１０人分募集の枠にＡ法人が８人分、Ｂ法人が５人分、Ｃ法人が２人分の応募があり、審査の結果、Ａ法人が１位、Ｂ法人が２位、Ｃ法人が３位となった場合は、Ａ法人が８人分を整備する。次いでＢ法人は基本的なコンセプト等

の変更が生じることなく２人分の整備が可能かの確認を行い、整備可の場合は、Ｂ法人が２人分を整備することとなります。Ｂ法人が整備不可の場合は、Ｃ法人が２人分を整備することになります。

イ　応募があった増床数の合計が、募集数以下の場合であっても要件審査を行います（基準点を満たしている必要があります。）。

ウ　選定された法人は、提出書類の記載内容を遵守してください。

（２）　選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和６年１月上旬に書面により通知する予定です。また、選定された法人については、法人名及び増床数等を堺市ホームページに掲載します。

（３）　審査基準

ア　法人等の運営・経営

①法人経営が安定しているか

②資金計画が適切であるか

③社会福祉事業等を適正に運営しているか

④特別養護老人ホームに関する基本的な考え方や増床の目的等が具体的か。

⑤地域における貢献度について

イ　用地に関する事項

①立地条件・周辺環境について

②規模・形状・安全性について

③用地の確保方法について

ウ　建物の設計

①設備、部屋等の配置関係について

②増床部分と既存施設との一体運営関係について

エ　運営に関する事項

①職員関係について

②施設運営全般について

## ７　応募の取消し

次のいずれかに該当した場合は、応募を取消します。

（１）応募時点で応募資格を満たさない場合

（２）応募法人が提出した書類に虚偽の記載があった場合

（３）応募法人又はその関係者が、選定に関して有利になるよう、施設整備審査会委員又は担当職員に接触した場合

## ８　本公募に関する質問

令和５年１２月５日（火）までに、別添の質問票を用いて電子メール・ファックスにて堺市健康福祉局長寿社会部介護事業者課まで提出してください。ただし、選考結果に直結するようなご質問にはお答えできません。質問については、後日、電子メールで回答するとともに、質問内容及び回答を堺市ホームページで公表します。

メールアドレス：kaiji@city.sakai.lg.jp

FAX：072-228-7481